

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">山梨県公報</h1>	号外第四十五号	日 曜 金																								
	平成十六年 十月一日																									
<p>目次</p> <p>監査委員</p> <p>監査の結果に関する報告の公表..... </p>																										
<h2 style="font-size: 1.5em; margin: 0;">監査委員</h2>																										
<p>山梨県監査委員告示第九号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>平成十六年十月一日</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">山梨県監査委員</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">高</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">石</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">国</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">康</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">早</td> <td style="text-align: center;">川</td> <td style="text-align: center;">正</td> <td style="text-align: center;">秋</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">島</td> <td style="text-align: center;">茂</td> <td style="text-align: center;">松</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="text-align: center;">尾</td> <td style="text-align: center;">堅</td> <td style="text-align: center;">一</td> </tr> </table>				山梨県監査委員	高	石	国	康		同	早	川	正	秋		同	前	島	茂	松		同	高	尾	堅	一
	山梨県監査委員	高	石	国	康																					
	同	早	川	正	秋																					
	同	前	島	茂	松																					
	同	高	尾	堅	一																					
<p>1 監査対象箇所及び監査期日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">監査箇所</th> <th style="width: 30%;">監査年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 峡東地域振興局 企画振興部 " 東八代総務課 健康福祉部 " 日下部保健所 林務環境部 農務部 " 東山梨農業改良普及センター 塩山建設部 石和建設部 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">平成16年7月15日</td> </tr> <tr> <td> 峡南地域振興局 企画振興部 " 西八代総務課 健康福祉部 " 身延保健所 林務環境部 農務部 " 南巨摩農業改良普及センター 市川建設部 身延建設部 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">平成16年7月16日</td> </tr> <tr> <td> 峡北地域振興局 企画振興部 健康福祉部 林務環境部 農務部 建設部 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">平成16年7月22日</td> </tr> <tr> <td> 富士北麓・東部地域振興局 企画振興部 " 北都留総務課 健康福祉部 " 吉田保健所 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">平成16年7月26日</td> </tr> </tbody> </table>			監査箇所	監査年月日	峡東地域振興局 企画振興部 " 東八代総務課 健康福祉部 " 日下部保健所 林務環境部 農務部 " 東山梨農業改良普及センター 塩山建設部 石和建設部	平成16年7月15日	峡南地域振興局 企画振興部 " 西八代総務課 健康福祉部 " 身延保健所 林務環境部 農務部 " 南巨摩農業改良普及センター 市川建設部 身延建設部	平成16年7月16日	峡北地域振興局 企画振興部 健康福祉部 林務環境部 農務部 建設部	平成16年7月22日	富士北麓・東部地域振興局 企画振興部 " 北都留総務課 健康福祉部 " 吉田保健所	平成16年7月26日														
監査箇所	監査年月日																									
峡東地域振興局 企画振興部 " 東八代総務課 健康福祉部 " 日下部保健所 林務環境部 農務部 " 東山梨農業改良普及センター 塩山建設部 石和建設部	平成16年7月15日																									
峡南地域振興局 企画振興部 " 西八代総務課 健康福祉部 " 身延保健所 林務環境部 農務部 " 南巨摩農業改良普及センター 市川建設部 身延建設部	平成16年7月16日																									
峡北地域振興局 企画振興部 健康福祉部 林務環境部 農務部 建設部	平成16年7月22日																									
富士北麓・東部地域振興局 企画振興部 " 北都留総務課 健康福祉部 " 吉田保健所	平成16年7月26日																									

大月林務環境部 吉田林務環境部 農 務 部 " 北都留農業改良普及センター 都留建設部 大月建設部	
衛生監視指導センター	平成16年9月2日
峡中地域振興局 企画振興部 健康福祉部 " 小笠原保健所 林務環境部 農 務 部 建 設 部	平成16年8月6日 平成16年9月2日 " " 平成16年9月6日 "

2 監査対象期間

平成15年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部の箇所改善を要する事項

が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区 分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)	1						1		2
指導(件)	26	7	8	6	15	10	19		91
注意(件)	7	17	5	7	3	1	7		47
合 計	34	24	13	13	18	11	27		140

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 小規模治山工事において、当初設計の積算に誤りがあり、工事費が過大となっていた。(富士北麓・東部地域振興局 吉田林務環境部)
- (2) 道路使用料・河川使用料及び行政財産使用料の収入未済金のうち、時効の成立により債権が消滅しているものについて、不納欠損処分を指導してきたところであるが、改善が見られなかった。(峡中地域振興局 建設部)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
使用料等の調定事務に不備があり改善を要するもの

(2) 支出に関する事項

補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
支出負担行為の事務処理に不備があり改善を要するもの

(3) 給与に関する事項

旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
通勤手当の算定に誤りがあり改善を要するもの

(4) 物品管理に関する事項

備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの

(5) 財産管理に関する事項

用地の未登記があり改善を要するもの

行政財産使用許可の手続きに不備があり改善を要するもの

(6) 契約に関する事項

契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの

(7) 工事に関する事項

工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの

設計変更の手続きに不備があり改善を要するもの

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番